

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問の概要	回答の概要	その後の措置状況	担当課
1	01松江	06_障がい施策	01_自立支援関係	要医療障がい児(者)の訪問看護について	<p>要医療支援児(障がい児者)の訪問看護について実態調査をされたのだろうか。学校やいろいろなところに行った時に処置を教えて欲しいが、訪問看護は自宅でしか受けられないことになっており、いろいろなところに連れ出せなく困っている。特に学齢期児童生徒の場合の、本人による生活技術向上にとって欠かせない場合に応じて制限しても早急に実施して欲しいサービスである。</p> <p>鳥取県では平成15年頃にいろいろなところで行えるとしている。</p>	<p>訪問看護に係る実態調査については訪問看護ステーションに対して、小児への訪問看護が対応可能か否かの調査を行った。対応が可能とした施設は2割であったが、条件として“児童の病状、ステーションの稼働状況による”との回答であった。</p> <p>また、事業実施に当たっては、主治医のバックアップ、ステーションの技術研修、児童との関係者との連携が必要とのことであった。</p> <p>現段階ではこのような状況であり、医療処置が必要で、訪問看護を受けたい場合は主治医に相談されたい</p>	訪問看護ステーション等の診療報酬制度が整わなければ対応困難である	健康推進課
2	01松江	06_障がい施策	01_自立支援関係	サービス事業者への指導について	<p>松江市では少しずつではあるが、障がい児に係る放課後児童デイなどのサービスが増え、家族のみで丸抱えにする子育ての苦労が緩和されてきているものの、実際、そのサービスが彼らの成長にとって有益であるかという疑問に感じることが多い。</p> <p>サービス事業所が増えてもその実態というのはなかなか分からなく、首をかしげるようなところも目につくようになってきた。</p> <p>サービス事業所への指導をきめ細かく行って欲しい。</p> <p>また、利用者への調査や実際のサービス内容がチェックできるような体制を整えるべきではないか。</p>	<p>障がい児(者)に対する福祉サービスについては、社会福祉法人だけでなく、NPO法人、営利法人等も新規参入が可能となっており、一定の指定基準を満たせば知事の指定を受けて事業運営することが可能となっている。</p> <p>この趣旨は、競争原理を働かせることにより、利用者がより良いサービスを選択できるようにしようとするもの。</p> <p>新規参入が容易となったことにより、事業者間でサービスの質に格差が生じることが懸念されるので、県としては、定期的に、事業所に立ち入り、改善すべき点を改善させるとともに、不適切な運営を行っている事業所に対しては、処分を行うこともある。</p> <p>立ち入り調査に際しては、利用者に対する個別支援計画の内容を点検し、サービスの内容が適切かどうかについても調査している。特に、不正や著しく不適切なサービスが疑われる場合は、利用者の方に事情を聴き状況を確認することもある。</p> <p>また、指導監査のほか、苦情解決制度の充実、事業所の自主的な取組としての第三者評価、自己評価の実施や県独自の研修の実施など、様々な方法によりサービスの質の向上に努める</p>	回答内容のとおり既に取り組んでいる。	障がい福祉課
3	01松江	06_障がい施策	01_自立支援関係	療育手帳の様式について	<p>療育手帳という名称は、療育の為の手帳のように名付けられているが、知的障がい児者が所持し、サービスを受ける為の手帳である。全国的に定まった形式や名称はないので、転勤の際などに戸惑うことがある。</p> <p>鳥取県の場合、前回の改定の際に小さく所持しやすい大きさにはなったものの、本人にとっては不要な用紙が多く含まれ、本人携帯に不向きな形態になってしまったことは残念である。</p> <p>目的に沿った、本人の所持しやすいものに改めて欲しい。</p> <p>現状の手帳にある用紙は、療育を受ける親が持つのに配慮したものはあるが、近年「だんだんファイル」などの療育や教育支援ファイルの存在も増えていて、実際、幼児・児童・生徒の親でも療育手帳の用紙は使われない状況にある。</p>	<p>「療育手帳」の制度は、法で定められたものではなく、国の通知に基づき、各都道府県が交付要綱を作成し運用している。</p> <p>現在発行している手帳の様式については、顔写真、氏名、障害程度等を記入する部分と、療育や相談の記録を記入する部分の2つに分かれており、療育や相談の記録を記入する部分については、一部の市町村で作成されている「相談支援ファイル」と重複する内容があり、そのような市町村では療育手帳の相談記録の様式は使われないこともある。</p> <p>市町村によっては作成されていないということもあり、ただちに、一律にその分かれているものを廃止するというのではなく、必要のある方にはその相談、記録の部分を活用していただく必要があり、重複してその部分が整備をされている方については、写真と本人の名前の部分だけを使っても差し支えないと考えているので、臨機応変に対応していただきたい。</p>	回答のとおり	障がい福祉課
4	01松江	06_障がい施策	01_自立支援関係	目に見える障がいと見えない障がいとそれに対する県民への啓発について	<p>目に見える障がいと目が見えない障がいについて聞きたい。</p> <p>そして、この運動が広がっていくと良いと思う。</p>	<p>障がいには様々な種類があり、それぞれごとにその特性や必要な配慮が異なる。</p> <p>こうしたことへの理解を県民に広めていくための普及啓発活動として「あいサポート運動」を実施している。</p> <p>障がいには、肢体不自由により車いすを使用されている方など外見からわかる場合もあるが、聴覚障がい、内部障がい、発達障がい、高次脳機能障がいなどは、外見からだけではわからない。</p> <p>こうした外見だけではわからない障がいについての理解を広めていくことが、「あいサポート運動」の1つのポイントであると考えており、息の長い運動として継続的に取り組んでいきたい。</p>	回答のとおり	障がい福祉課

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問の概要	回答の概要	その後の措置状況	担当課
5	01松江	06_障がい施策	01_自立支援関係	特別支援学校卒業後の障がい者就労支援について	障がい者、とりわけ高校卒業後の若年層の障がい者の就労支援に、今まで以上に尽力頂きたい。就労支援の実態を把握し、適切な施策を講じられたい。 特別支援学校から就労支援事業所への流れを、意識的に作り出す施策を検討されたい。	特別支援学校から就労支援事業所に進むか、一般就労されるかは、在学時に進路相談会が開催されており、卒業後の適正な進路が決定されるよう、学校と施設が連携してアセスメントが出来るよう環境整備に取り組む。	卒業後の適正な進路が決定されるよう、学校と施設が連携してアセスメント環境の整備をするモデル事業を平成25年度に浜田圏域で実施する予定。	障がい福祉課
6	01松江	06_障がい施策	01_自立支援関係	就労支援サービスについて	就労支援サービスが「使いづらい」状況を改善されたい。 利用期間が原則2年（延長でも3年）と短すぎる。柔軟な対応は可能だし、そのことの周知（市町村、学校、当事者、保護者などへ）を図られたい。 2年間で果たして就職できた方はどのくらいいるのか。なかなか就労ができにくい人たちが2年間で就職できるのか。実態を把握しているのか。把握して彼らの実態に合った対応をお願いしたい。	就労移行支援施設は、原則2年間の訓練だが、必要に応じて1年延長をしている。 離職された場合、再度の利用が可能になっている。 適職診断、職業訓練等より専門的な国の機関として障害者職業センターや、県外ではリハビリセンター（吉備高原）があり必要に応じて利用が可能。 この事業については、市町村の障がい福祉サービスのメニュー。使いづらいという意見があったことを各市町村に伝える。	回答のとおり	障がい福祉課
7	01松江	06_障がい施策	01_自立支援関係	就労支援事業の実態について	就労支援事業の「実力」がわからない。 Bです、Aですと言われてもなかなか内容が分からないのが現状。 是非、内容を知らせて欲しい	福祉圏域ごとに設置された「就業・生活支援センター」ごとに、行政・教育機関、福祉施設等の関係者が集まる連絡会議を開催し、情報の共有を行っている。 連携の中心的役割は「就業・生活支援センター」が担っているので相談されたい。 事業所ごとの就労者数については、設置経緯や利用者の受け入れ事情も異なることから、現在公表はしていない。	回答のとおり	障がい福祉課
8	01松江	06_障がい施策	01_自立支援関係	就労支援事業所の増設について	就労支援事業所の数が少ない。	平成24年3月に策定した第3期島根県障害福祉計画において、就労支援事業所の増設を計画しているところであり、事業主体が増加するよう支援する。	回答のとおり	障がい福祉課
9	01松江	06_障がい施策	01_自立支援関係	障がい者の就労の場の確保について（県の模範）	就労の場の確保のために、県が模範を示されたい。 ステップアップ雇用から常用雇用へ。そろそろ「ステップアップ雇用」の段階は役割を終えたのではないか。 常用雇用に向け、次のステップを踏み出していただきたい。	「ステップアップ雇用」の目的は、障がい者に雇用の場を提供すること、県の事務経験を生かし、民間の事業所を含んだ次のステップに進んでもらうことの2点にある。 任期満了を含む退職者22人のうち14人が一般就労されている。 なお、県の法定雇用率は、2.1%に対し、2.45%と基準を上回る雇用を行っている。	回答のとおり	障がい福祉課
10	01松江	06_障がい施策	01_自立支援関係	県等が障がい者雇用する際の有期契約について	有期契約から長期または常用雇用へ。 外郭団体などで、障がい者を有期契約で雇用しているところが多いが、一定期間での雇用の打ち切り（雇止め）を明言している事業所が多い。 障がい者については、このようなことのないよう早急に雇用実態を把握し、対策をとられたい。	県の一般的な嘱託職員は、雇用機会均等を確保するため5年以上の更新をしない方針で採用試験を実施しており、このことについては、募集の段階で周知し、理解いただいた上で受験していただいている。	回答のとおり	障がい福祉課

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問の概要	回答の概要	その後の措置状況	担当課
11	01松江	06_障がい施策	01_自立支援関係	高次脳機能障がい者の社会復帰支援施設の拡充について	高次脳機能障がい者の社会復帰に向けての地域リハビリ、生活リハビリの視点からの施設の拡充を求める。	日々の生活の中での刺激や生活そのものがリハビリとなることを支援者の方々に十分説明し理解頂くよう努めるとともに、本人の生きる意欲を引き出す支援者・施設のサービスの種別を問わず提供できるよう、脳外傷友の会ははじめ当事者・家族の会の協力を得ながら普及啓発に努める。 また、昨年度から先進的なリハビリテーションの知識・技術を習得し、地域への普及啓発を図るため、県内の支援機関職員を中国地方の拠点施設である広島県立障害者リハビリテーションセンターに派遣する事業を行っている。 今後も、高次脳機能障がいの普及・啓発を図っていくとともに、高次脳機能障がい者支援事業の継続実施・拡充を図りながら、支援体制の充実に努める	回答のとおり	障がい福祉課
12	01松江	06_障がい施策	01_自立支援関係	「介護中」マークの周知の取組について	「介護中」マークについて、男性が女性の介護をする時、公衆トイレへ入る際は本当に必要だと感じた。他市では、家庭で介護をされている方も、外出される時、この「介護中」マークが必要と思われた方が窓口までこのマークを取りに来られたと言う話も聞いた。施設等だけでなく、各家庭でも必要な方には配布されるように希望する。 今年8月に車いす利用の女性の方と散歩、ショッピングセンターに行く必要があり、「介護中」マークについて県の高齢者福祉課に電話したが、「それ何のことですか。そういうマーク知りません」と言われた。仕方なく米子から取り寄せたが、なぜこういうことが起きるのか聞きたい。	(高齢者福祉課) 「介護中」マークは、介護する方が周囲から偏見や誤解を受けないよう、静岡県で策定され、平成23年4月から同県内で配布されているもの。 平成23年12月に厚生労働省を通じて全国的な周知が図られ、本県においても、各市町村に周知するとともに、県ホームページに掲載して普及を図っていた。 今回、照会があった時には、職員の認識不足により答えることができず申し訳なく思っている。 より普及が進むよう、県で名刺大のものを一括作成して、各市町村に提供するようにした。また、引き続きホームページに掲載しているが、市町村だけでなく様々な団体への広報・通知をしていきたい。 周知が不十分だったと言うことがよく分かったので、本県の方が他県からマークを手に入れることがないように周知をしていきたい。 (障がい福祉課) 介護マークについては高齢者の介護だけでなく、障がい者の介護場面でも必要なものだと考えており、障がい福祉課のホームページからも情報入手ができるような手立てを考えたい。 そして市町村の障がい福祉担当課にこの制度の周知を行い、高齢者福祉課と足並みをそろえて取り組んでいきたい	ポスターを作成するなどして、引き続き介護マークの周知に取り組んでいる。 市町村の障がい福祉担当課に対して介護マークの制度の周知を行うとともに、県の障がい福祉課のホームページにも掲載した。	高齢者福祉課 障がい福祉課
13	01松江	06_障がい施策	01_自立支援関係	「介護中」マークの作成に係る要望	介護マークについて、障がい者団体の研修会でこの問題が出た。 奥さんを介護して大型店のトイレに入ったが、ガードマンから介護者の証明をしろと相当時間をとったとの話があり、その方からは「小さいものでは皆さん方に分かっていただけじゃない。極端なことを言うとジャケットくらいのもので側から見て分かるようなものを全員に作って欲しい」と要望があったので付け加える。	(認知症の人と家族の会島根県支部松江地区会) 家族の会でベストのようなものができるという話もあり、見込みがあれば伝える。 (高齢者福祉課) 介護マークについて見る人の啓発、周知がまだ十分でないことからマークに気付かれない可能性は出てくるので、そのマークが普及していく一方で、周りの人に理解してもらおう啓発も併せてやっていきたい	ポスターを作成するなどして、引き続き介護マークの周知に取り組んでいる。	高齢者福祉課
14	02雲南	06_障がい施策	01_自立支援関係	自立支援ボランティア、ピアカウンセラーの研修について	自立支援ボランティアとピアサポーターの研修について、入門講座ということでおそらく当初考えられたのは、ほとんどの共通分野ということで、3者合同の研修ということにしたと思うが、受講した方、特にピアサポーターを受ける方の意見を聞くと、少し自分達が思っていたような研修ではないという意見が出ている。 効率を求めるためとは分かるが、受講される方の感想を聞いて、目的に沿った研修をしていただきたい 研修に来て、きちんと見ていただいたうえで判断していただきたいと現場の声がある。特にピアサポーターの方々はなかなか声を上げられない。アンケートだけでなかなか本当のことは書けない。そういう中の、私代弁者として今日ここで声を上げさせていただいているので、是非、見ていただいて、これは違うということになれば改善していただきたいと思う。	研修について、意見のように対象者に合った内容ということが大事。 それぞれ今日頂いた意見を持ち帰り、現場を見たりアンケートを取るなどにより、研修のあり方を再度検討したい	ご意見を踏まえて、ピアサポーターの研修の一部を単独で実施し、新たに他圏域のピアサポーターとの交流を取り入れるなど、対象者の目的に沿った研修の実施に努めた。今後も参加者の意見を反映するなどして、研修内容が充実するよう検討を進めていく。	障がい福祉課

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問の概要	回答の概要	その後の措置状況	担当課
15	02雲南	06_障がい施策	01_自立支援関係	障がい福祉計画の数値目標について	障がい福祉計画の数値目標設定について、特に高齢者の退院促進について圏域毎の状況も踏まえ説明をして貰いたい。	昨年度末に作成した第3期島根県障害福祉計画においては、高齢者の退院を促進する観点から、「5年以上の長期にわたって入院している65歳以上入院者の退院数」を数値目標として定めた。 「退院数を20%増加させる」という目標については、国が全国的に示した指標を本県ではそのまま採用しているところ。 従って、目標の61人について、例えば、雲南圏域では退院者数何名を目指すというような圏域毎の目標とはなっていない。	回答のとおり	障がい福祉課
16	02雲南	06_障がい施策	01_自立支援関係	障がい者のケアホーム等における地域生活の際の支援	障害者総合支援法の中でケアホーム、グループホームが一体化となり、多くの人たちが地域で生活される その中で、近隣の住民を巻き込んだトラブル、夜間の体調不良、急病、けが、行方不明などの不測の事態に、サービス管理者、世話人、生活支援員によるケアホーム機能では、不十分に思われるが、今後どのような対応策を考えたら良いか。	夜間における緊急時の対応を適切に行えるよう、夜間支援員の配置、又は連絡体制を取った場合に夜間支援体制加算（Ⅰ）（Ⅱ）を算定することができることとされており、これを活用して夜間支援体制の構築を検討していただきたい。 また、ケアホームの設置者が、入所施設を運営する法人であれば、入所施設の機能を活用して夜間支援を行うことが、より適当と考えている。	回答のとおり	障がい福祉課
17	02雲南	06_障がい施策	01_自立支援関係	障がい者の就労に対する雇用者（個人）への支援	障がい者の就労について、ある農家が統合失調症の青年を受け入れ、農作業に週3日、青年は喜びをもって来ている。受け入れ農家は年金で生活しており、工賃を障がい者の工賃程度ではなく、一般の最低時給に合わせて支払っており、本当はもっと雇いたい雇えない。ここに来てから青年は明るくなり、今の病気になって通院しながら一生懸命働いている姿を見ると、やはり何らかのかたちでサポートしていけたらと思っていますと農家から聞いた。 企業等であれば障がい者を雇用したときの援助があるが、個人にはない。 地域で一生懸命している状況を見ると何とか地域で支えていきたいと思っているので、考えていただきたい。	障がい者への就労支援について、障がい者の自立を図っていくうえでは、就労支援ということも大事なポイントで、一般の企業や事業所で就労し、給料や賃金により生活していくのが一番理想的なスタイル。 ただ、障がい者の中には身体状況や精神状況により一般の就労ができない方がいるので、そういう方の就労をどう考えるかということについては、障害者就業・生活支援センターに相談窓口があるので、相談されたい。	回答のとおり	障がい福祉課
18	02雲南	06_障がい施策	01_自立支援関係	障がい者雇用に関する中山間地での問題の取り扱いについて	この中山間地ではなかなか企業もない。 一般の高校生の就労のために校長と雲南圏域の企業を回り、お願いしたが採用して貰えない状況の中で、障がい者の雇用というのは難しいと思っている。 また、農業の法人化を国の政策として進めているが、まだまだできず、今のところ小さい農家が日雇いで雇っているのが現実であり、国の政策であるA型・B型にあてはまるような状況ではない。 中山間地の問題としてこのことを知っていただき、国に対し県から訴えていただきたい。	障がい者雇用は非常にハードルが高い状況だが、H25年4月から法定雇用率が引き上げられ、より多くの障がい者が一般就労される機会が増えて欲しいと考えている。 農業については、法人化のこともあるが、担い手不足もあり、農業部門との連携を図ることにより、障がい者にとって就労の場の確保になり、また農家にとっては担い手の確保という効果が見込める。 賃金は、内職的なB型の職種よりも農業分野は高いので、働く障がい者にとってもメリットがあり、障がい者と農業、農家をマッチングする事業に今年度から取り組み始めている。 このモデル事業が広がっていくように努力していきたい。	回答のとおり	障がい福祉課
19	02雲南	06_障がい施策	01_自立支援関係	障がい者の就労支援について	担い手がないので障がい者が担っていただけたらハッピーだという話ではなく、農業の仕事の中身などを踏まえ、その中で本当に継続就労していけるかということも考えて政策を考えて欲しい。（要望）	意見として承る	意見として承る	障がい福祉課

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問の概要	回答の概要	その後の措置状況	担当課
20	03出雲	06_障がい施策	01_自立支援関係	肝炎に係る身体障がい認定基準の医療機関への周知について	島根県肝炎対策協議会の中で、身体障がい者認定について医療機関が認定基準を知らないために、認定されていない患者がいる可能性が話題になった。 医療機関に認定基準を周知していただき、受給漏れがないように対策をとっていただきたい。	認定基準について、肝機能障がい身体障害者手帳の対象に追加された際に、医師会並びに各医療機関に通知を行った。 また、ホームページでも周知を行っており、今後も情報提供を的確に行っていく。	回答のとおり	障がい福祉課
21	03出雲	06_障がい施策	01_自立支援関係	出雲市における肝炎の身体障がい者手帳申請者数と交付者数について	出雲市における肝炎の身体障がい者手帳申請者数と、交付者数を教えて欲しい。	平成22年度では12件の申請に対して10件を交付、平成23年度では1件の申請に対して1件の交付となっている。	回答のとおり	障がい福祉課
22	03出雲	06_障がい施策	01_自立支援関係	肝炎の身体障がい認定基準緩和の国への働きかけについて	日本における肝炎患者の年間死亡者数は約45,000人。 それに比べ身体障がい認定を受ける人が一割程度しかいない。 認定基準のハードルが高く、なかなか内部障害の認定基準に該当することが困難な状況。 肝臓専門医の中にも、認定基準が厳しすぎると言われる先生もいる。 身体障がい者手帳交付の認定基準の緩和の検討を国に働きかけていただきたい。	身体障害者手帳に関しては、いずれの障がいについても、障がい固定・永続し、治療による改善が見込まれない場合を対象とするという考え方が基本とされている。 認定基準の見直しは、心臓や呼吸器などの他の内部障がいの認定基準とのバランスなども勘案しながら、国において検討されるべきものと考えているが、認定基準が厳しすぎるとの医師の意見があることは承知しており、平成22年10月に国が自治体に対して行った調査においても、このことを国に伝えている。	回答のとおり	障がい福祉課
23	03出雲	06_障がい施策	01_自立支援関係	サポートファイルの活用について	行政・医療・福祉の施設の方、学校教育の方が集まって島根県版のいわゆるサポートファイルを作っていただきたい	障がい福祉のサービスを受けるにあたり、いろいろな場面で一から同じような説明をすることは非効率、負担であり、提案のあった様式を定め、障がい者がサービスを受けるにあたっての基本的な情報をまとめて共有することは大事な視点。 今年4月から3年間をかけて、全ての障がい者に対し、サービス等利用計画を作成することとなり、障がい者の状況調査、説明等手続きをするなかで、情報の整理が徐々に進められていく。 現場の相談員等にこの情報を提供しながら、島根県版としてどのような形、どう活かしていけるか検討したい。	既に一部の市町村において、同じ目的で「相談支援ファイル」として取り組まれているので、今後全市町村に広がるよう働きかけていく。教育と福祉の分野が連携して取り組んでいく。	障がい福祉課
24	03出雲	06_障がい施策	01_自立支援関係	発達障害者へのデイサービス等のサービス提供について	発達障がいを持つ若者の居場所がない。 東部発達障がい者支援センター「ウィッシュ」による相談機能に加え、デイサービスやケアカウンセリング、教育トレーニングなどの専門性を活かしたサービス提供をして貰いたい。	発達障害者支援センターは、発達障がい児（者）への支援を総合的に行うことを目的とした専門的機関。 要望のあった発達障がい児・者に対する一般的なサービス事業は、市町村を中心に行うものと考えている。 市町村で事業を行う場合、給付費、地域生活支援事業などで財源が用意されているので、出雲市の中で検討を深めていただきたい。 なお、サービス提供を実施する場合には専門的なアドバイスや情報提供が必要だと思われるので、その点については引き続き発達障がい者支援センター「ウィッシュ」の方で関わりを持って協力させていただく。	回答のとおり	障がい福祉課

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問の概要	回答の概要	その後の措置状況	担当課
25	04県央	06_障がい施策	01_自立支援関係	特定相談支援事業について	<p>精神障がい者アウトリーチ推進事業の開始に伴い、特定相談支援事業を開始し、大田市全域の計画に入ったところ。</p> <p>その数は数百を超えることになり、2名の相談支援員で始め、4月から3ヶ月が経ったが、もう限界の状況。8月からは、1名相談支援員を増員し、何とかこなそうと考えている。</p> <p>ケアマネと事業者それぞれに支援計画を立てている実態を知っていたが、本当にそのことが必要なことなのか、当事者にとって最も重要なことなのか、「誰のために、支援計画を立てるのか」本末転倒しないよう、是非ともご助言を受けたい。</p>	<p>このたびの制度改正で、原則全てのサービス利用者にサービス利用計画を作成し、定期的に利用者のもとを訪問してその状況をモニタリングし、必要に応じ計画の見直しを行うこととなった。</p> <p>制度の運用に当たっては、「利用者にとって必要なものは何か」が最優先されなければならないし、また、事業者に過度あるいは不要な負担を掛けないという視点も必要と思う。</p> <p>制度が始まったばかりで、利用者本人、事業者、行政も未だ慣れていないことから、混乱もあると思うが、現場の実態を聞きながら制度の運用に努めて参りたい。</p>	<p>制度が円滑、かつ、事業者の過度な負担がかからないように運用していけるよう、相談支援専門員に対する研修を行った。</p>	障がい福祉課
26	04県央	06_障がい施策	01_自立支援関係	精神障がい者の会うとリーチ事業について	<p>精神障がい者アウトリーチ推進事業とは何か。</p> <p>厚労省の狙いは、未治療者、早期支援が必要な者、引きこもりの者に対して、医師や看護婦、相談支援員などがチームを組み、必要に応じて訪問する事業となっている。</p> <p>しかし、本当の狙いは、病床数を減らし、今後10年間に退院を72,000床を減らすことだが、全くらちがあかない。</p> <p>本当に入院患者を減らすならば、財政もお金も付けて具体的に数値も上げて入院患者を減らしていくというぐらゐの国の対策があるとうれしい。</p> <p>諸外国のように大きな目標を掲げて、国の対策として財源を確保し、具体的に政策に反映して頂きたい。</p>	<p>今年度から自立支援法による法定給付化された「精神障がい者退院支援事業」については、入院患者を対象とするものであり、在宅の精神障がい者を対象とする「精神障がい者アウトリーチ推進事業」とは基本的に事業の対象が異なるものと認識している。</p> <p>どちらの事業も精神障がい者の地域生活の促進、維持・継続をしていくために必要な事業であると思っており、車の両輪のごとく両方あいまって精神障がい者の方にアプローチをしていくことが必要と考えている。</p> <p>「精神障がい者アウトリーチ推進事業」については、国においてモデル事業終了後の一般制度化（診療報酬化・自立支援法による法定給付化）に向けて、具体的な検討がされると聞いており、地域の限られた人的資源が有効に活用できる制度となるよう、国に対して意見を伝える。</p>	回答のとおり	障がい福祉課
27	04県央	06_障がい施策	01_自立支援関係	精神入院患者が減らない理由	<p>なぜ精神入院患者が一向に減らないのか見解を聞きたい</p>	<p>精神障がいの方にはいろいろな事業の支援等を受けて退院する方が増えている状況にあるが、一方で認知症の方を精神科の病床で受け入れざるを得ないということがあり、病床減につながらない。</p> <p>認知症の方の対策についてもこれからは施設や病院よりも地域で支援をしていくという考え方に立っているところもあり、結果として精神科の病床も減っていくのではないかと期待をしているところ。</p>	回答のとおり	障がい福祉課
28	04県央	06_障がい施策	01_自立支援関係	民間賃貸に入っている障がい者への家賃補助について	<p>グループホームが満員で、アパートに入っている人の家賃の補助をして頂きたい。</p> <p>グループホームに運悪く入れない人達の援助を考えて欲しい。</p>	<p>昨年10月から、グループホーム入居者に対し、1万円を上限として家賃補助が開始された。これは、福祉サービス利用に当たっての負担軽減を図る観点から実施されたもの。</p> <p>結果として、民間住宅に入居する場合には、グループホーム入居の場合に比べ、より多額の費用負担が必要となり、該当の方が負担に感じられる気持ちは理解できる。</p> <p>しかし、この問題は障害福祉サービスによらず、居家で暮らしている障がいのある方に、どこまでの生活上の支援（所得保障）を行うかという大きな課題の一環として検討されるべきものと考えられ、今後の国の検討を待ちたい。</p> <p>なお、県においては、必要な方には、円滑にグループホームに入居していただけるよう鋭意その整備を進めている。</p>	回答のとおり	障がい福祉課

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問の概要	回答の概要	その後の措置状況	担当課
29	04県央	06_障がい施策	01_自立支援関係	圏域で活動に対する支援について	<p>定例会を大田市内で開催しているが、会員は全てが市内ばかりで、圏域と言うにはだいぶかけ離れていると感じている。</p> <p>当初は県央保健所を軸として、年に一度くらい圏域に出かけて勉強会などをやっていたが、もう一つ反応が無く、最近では市内だけの活動となっている。</p> <p>原因はいろいろあると思うが、そここのところの意見を聞かせて欲しい。</p>	<p>引き続き皆様の意見を聞きながら、特に、次の点について取り組んでいきたいと考えている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 市や町の保健師が、脳卒中退院患者への訪問支援を行う際に、「友の会」のPRを行っていただくよう働きかける。また、市町保健師にも「友の会」に参加して貰い、障がいや活動について理解を深めて貰えるよう働きかける。 保健所主催の会議等で、出席者へ「友の会」の活動をPRする。 失語症の方で、高次脳機能障がいの症状に該当する方には、圏域の相談支援拠点に繋げて支援していく。 	<ul style="list-style-type: none"> 「圏域脳卒中等対策調整会議」において、次のことを働きかけた。 ○市町保健師が脳卒中退院患者へ訪問支援を行う際に、「失語症友の会」を紹介してもらうこと ○市町保健師に対して「友の会」の活動に参加していただくこと ○高次脳機能障がいの症状に該当する方を圏域拠点に繋げていただくこと ・保健所主催の「圏域高次脳機能障がい者支援研修会」「地域リハビリテーション関係者研修会」において、啓発用チラシを配布し「友の会」のPRを行った。 	県央保健所
30	05浜田	06_障がい施策	01_自立支援関係	就労事業振興センターの今後について	<p>工賃増計画が平成19年から23年にわたり計画され、本県においても就労事業振興センターを立ち上げ後押しをしている。結果、本県の平均工賃が、全国22位から7位に上がった。</p> <p>ただ、工賃増は一気には難しいことから、現実路線に行くということで、工賃増計画に落ち着いたと思うが、今後、この工賃増計画を進めるにあたり、就労事業振興センターがどうなるのか。継続されるのか、そのあたりの検証をどのようにされているのか。</p> <p>もし就労事業振興センターが存続するのであれば、そのあたりの見直し、方針転換等どういうところに重点を置かれるのか</p>	<p>工賃増計画を達成するためにもこのセンターの支援機能は、ますますその期待が高まってきている。</p> <p>今年度からは、このセンター機能とともに、従来からある就労事業振興協議会（県内51事業所が加盟）の事務局の機能を担い、各事業所からの意見、情報の集約など、機能強化をしている。</p> <p>また、工賃増の一助として障害者施設からの調達推進法が成立し、来年度から、障がい者施設への発注目標額を具体的に定めて取り組むこととなり、官公庁との窓口、取りまとめ的な機能をセンターが担うことを期待している。</p> <p>今後も、センターが工賃増に向け有効に機能するよう県としても応援していきたい。</p>	回答のとおり	障がい福祉課
31	05浜田	06_障がい施策	01_自立支援関係	障がい者雇用の促進、情報提供について	<p>障がい者の雇用枠を更に拡大し、障がい者でも住みやすい環境作りと情報提供をお願いしたい</p>	<p>障がいのある方の就労を促進するために、各圏域に障害者就業・生活支援センターを設置しており、障がいのある方の就労支援をしている。また、障がいのある方もできるだけ安心して仕事についていただけるよう、民間企業への実習の促進を行っているところ。</p> <p>就労については、国全体の取り組みが大切であり、障がい者雇用促進法制が充実するのが重要。</p> <p>県では、障がいのある方の就業状況などを掲載した情報誌「レインボー」を発行したり、啓発シンポジウムや各種セミナーを開催することにより、障がい者雇用に関する啓発を行っている。</p> <p>また、障がい者雇用に積極的に取り組んでいる企業を「しまねゆめいくカンパニー」として認定し、県のホームページ等でPRしている。</p>	回答のとおり	障がい福祉課
32	06益田	06_障がい施策	01_自立支援関係	福祉医療制度のありかたについて	<p>障がい者と高齢者は医療を受ける頻度や必要性が健常者より多い割に、現在の制度では、その助成自体が年金額に沿っておらず、また市町村によってその内容がバラバラとなっている。</p> <p>県で統一した福祉医療制度となる様検討頂きたい。</p> <p>県費が無理であれば県で市町村の指導をして貰いながら、障がい者、高齢者が県内どこの市町村においても同じ医療費で対応して貰えるような制度としていくべきでないだろうか</p>	<p>現在の1割負担については、障がい者団体の方や一部市町村から自己負担限度額の引き下げや、平成17年度改正以前のように県下一律で定額自己負担を求めるものなど、様々な意見をいただいている。</p> <p>この医療費助成制度の実施主体は市町村となるので、県としては各市町村の意向を尊重しながら、この制度のあり方について検討を続けていきたいと考えている。</p>	回答のとおり	障がい福祉課

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問の概要	回答の概要	その後の措置状況	担当課
33	06益田	06_障がい施策	01_自立支援関係	入所施設の存続について	各地区で苦勞しながら設置されてきた入所施設は、今日までその役割を十分果たしてきており、ただ財政的理由からのみの廃止議論というのは少し乱暴すぎる気もしている。 24時間ケアを受けなければ生きていけない障がいを持った皆さんのためにも、入所施設というのは、これからもどうしても必要。 今後とも存置する方向での検討をお願いする。	障がい福祉サービスの基本的な方向性は、「住み慣れた地域のなかで安心して生活ができるよう支援する」ことであり、「施設から地域生活へ」はゆるぎないものであり、これ自体適当なことと考えている。 昨年示された国の総合福祉部会の提言においても、「施設の果たしている役割を評価しつつ、今後地域のサービス基盤整備の進展を見据えながら、長期のプランで入所施設の役割など、その位置づけを検証する」との趣旨で整理されており、現在のところ、施設を廃止するとの議論は無いと考えている。 必要のある方には、障がい者支援のセーフティネットという位置づけで実施されるべきものと考えている。	回答のとおり	障がい福祉課
34	06益田	06_障がい施策	01_自立支援関係	益田圏域における障がい者就労事業所の確保について	益田圏域においては、障がい者の働ける事業所が少なく、常用雇用が難しい状態である。 障がい者助成金等の活用もあるが、正社員への登用も少ない。 A型事業所は、きのこハウスの1施設だけであり、B型作業所も満杯状態で、新たな認定施設の開拓も必要である。	益田圏域における就労系事業所は、障害福祉計画と比較すると、特に、就労継続支援B型について見込み量との乖離が大きい状況である。 これまで、事業所の新設に向けた動きがあれば、担当者が当地に出向き、事業実施に向けた助言を行ってきた。 今後とも、技術的な助言や必要に応じて補助制度を活用して新規事業の参入を促していきたい。 また、市町においても、自立支援協議会の中で議論いただき、必要なサービス資源の確保に向けて引き続き取り組んでいただきたい。	回答のとおり	障がい福祉課
35	06益田	06_障がい施策	01_自立支援関係	益田市のタクシー助成制度の充実について	益田市における障がい者等の移動に関する補助は、無に等しい状況にある。 益田市のタクシー券助成制度は、1年間に500円券が12枚、6,000円分でしかなく、月に1回しか利用できない状況にある。 益田市の施策であるが、県としても市に対して改善を指導して頂きたい。	タクシー利用助成については、県内幾つかの市町村で実施されているが、各市町村独自の事業であり、地域の実情に合わせて助成の内容について規定され実施されている。	回答のとおり	障がい福祉課
36	06益田	06_障がい施策	01_自立支援関係	障がい者の結婚活動への支援について	障がいを抱えて生活している青壮年代の結婚が難しくなっている。 日本古来の「お見合い」という出会いの場が廃れている現在において、障がい者においては、個人情報保護がネックとなっており、出会いの場が廃れている。 県においても、障がい者のお見合い等の結婚活動を推進して頂きたい。	県では地域生活支援事業の社会参加促進事業の中で、「身体障がい者結婚相談事業」を障害者社会参加推進センターに委託して実施しており、結婚相談員を置き結婚相談所（毎週月・木曜日開所）を設けて、相談に応じている。 また、障がい者同士だけではなく、障がい者と健常者の結婚も当たり前のことであり、少子化対策推進室で実施している通常の縁結び交流事業についても、この相談所で情報提供を行っている。 なお、PR不足への指摘については県社協とも相談し、今後のPRのあり方等を検討していきたい。	回答のとおり	障がい福祉課
37	07隠岐	06_障がい施策	01_自立支援関係	障がい者の就労支援に係る農業分野との連携について	障がい福祉課の施策として3の重点推進事項の中の障がい者の就労支援という項目があり、今後の就労機会の拡大の促進と工賃向上のために農業分野との連携事業をやるとい部分があるが、少し詳しく説明して貰いたい。	障がい者の就労支援事業所で積極的に取り組んでいただいているが、内職的な作業で工賃が非常に安い。これが農業法人や、大規模農家でパート的に雇って貰う場合、単価が高く、これを進めれば工賃も上がり、農業分野の担い手不足も解消でき、また福祉事業所の加工場で、収穫された農産物を商品開発すれば農業の6次産業化につながることで計画した事業。 今年度は、どこにどういう農業の需要があり、その働き手を供給できる福祉事業所がどこにあるということをマッチングする組織を作ろうと準備をしているところ。10月からその組織を立ち上げて具体的な活動ができるのではないかと考えている。	平成24年10月に農福連携事業の組織を立ち上げ、現在、各圏域の実態を調査中。平成25年度から具体的なマッチングを始める予定。	障がい福祉課

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問の概要	回答の概要	その後の措置状況	担当課
38	07隠岐	06_障がい施策	01_自立支援関係	工賃向上計画の方向性について	<p>前回工賃倍増計画があり、平成23年は月額1万5,479円で倍増はしてない。 今度は工賃向上計画になり、すぐに具体的な数字は表せないと思うが、どのような方向になるのか教えて欲しい。</p>	<p>工賃向上について、倍増までは及んでいないが、平成23年度の島根県平均が1万5,479円、前年度比5.4%増、22年度の全国順位は第6位で、非常に頑張っていた。それぞれの事業所で一生懸命取り組んでいただいたことが一番大きな要因だと思っている。 県の支援事業では、商品開発に対する支援、販路拡大員の人件費補助などを行っているが、そうした事業を活用された事業所の工賃は非常にアップしている実績があるので、引き続き支援を実施していく。</p>	回答のとおり	障がい福祉課
39	01松江	06_障がい施策	02_精神保健	学校現場での心の教育について	<p>学校教育現場で心の教育に取り組んで欲しい。 精神疾患は早期発見早期治療が重要とされています。保護者を巻き込んだ心の教育をお願いしたい。</p>	<p>学校教育現場での「心の教育」の実施主体は教育委員会になると思うが、各保健所で「こころの健康に関する出前講座」を実施しており、学校から依頼を受けて、心の悩み、心の病気に関する相談への対応を行っている。 その他、教育委員会や市町村などでも、学校教育現場を対象とした「心の教育」に関連した様々な取り組みがされていると聞いている。 指摘のとおり、精神疾患は早期発見早期治療は大変重要なので、健康福祉部としても、「心の教育」の充実に向け、適宜関係機関との協力を努めたい。</p>	回答のとおり	障がい福祉課
40	01松江	06_障がい施策	02_精神保健	福祉医療制度の精神障がいへの適用拡大について	<p>福祉医療費助成制度を精神障がい者にも適用して欲しい（入院医療費現在3割負担） 鳥取県、山口県では県単独で助成されている。島根県も是非検討して欲しい</p>	<p>現状において、精神障がい者の医療費助成に関して通院が中心となっている。 精神保健福祉領域での課題の一つに、いわゆる社会的入院の問題があり、この課題を解決するため「入院医療中心から地域生活中心へ」という基本的な考え方にに基づき、地域生活・地域定着を推進するための諸施策が展開されている。 入院への医療費助成はこの動きに逆行するところがあり、すぐに精神入院患者に医療費助成ということが判断できる状況にはない。 今後も国や他の都道府県の状況について注視をしていきたい。</p>	回答のとおり	障がい福祉課
41	02雲南	06_障がい施策	02_精神保健	精神保健ボランティアの養成について	<p>精神保健ボランティアの養成は、保健所の事業によってなされてきたが、近年、ボランティア養成を巡る事情も国の政策等により変化した。 県内においても、精神保健ボランティア養成のための独自予算がなく、自立支援ボランティアやピアサポーター等の養成と合わせ研修が行われていると聞く。施設等の現場においては、精神保健ボランティアに対するニーズがあるが、会員の減少や高齢化に伴い、ニーズに応えられない現状がある。 各地域において、志に賛同する地域住民とともに担っていただき、会員登録をして、後から保健所の研修会に出ていただくようにして急場をしのいでいる。 島根県においては、精神保健ボランティアの養成に対しもう少し力を入れていただくようお願いしたい。</p>	<p>自立支援ボランティアやピアサポーターが、長期入院の方の地域生活移行促進のための相談や同行支援など、個々の方を対象とした支援を担うのに対し、精神保健福祉ボランティアは、地域における普及啓発事業実施時や病院でのグループ活動時などに、個人を対象としない多岐にわたる支援を担っており、それぞれが地域で精神障がいの方を支えるための役割は若干異なっている。 県としては、精神保健福祉ボランティア、自立支援ボランティア、ピアサポーター、そのいずれの活動も地域で精神障がいの方を支えるため必要不可欠と考えており、地域の方の意見も伺いながら、それぞれに募集の強化や研修内容の充実を図るなど、今後も保健所が中心となって積極的な養成に努める</p>	回答のとおり	障がい福祉課

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問の概要	回答の概要	その後の措置状況	担当課
42	02雲南	06_障がい施策	02_精神保健	退院後の支援体制整備に係る指導助言	改正後の地域移行・地域定着支援事業や個別給付化された地域相談支援のサービス基準を見ると、精神科病院から遠い雲南圏域においては、これらの基準を踏まえた退院支援は現実的には非常に困難な課題である。退院後の支援体制の整備についても、圏域の特性、実情に応じた支援とあるが、具体的に指導助言をお願いしたい。	本県では、精神障がい者の円滑な地域生活へ移行を支援するため、身近な地域において生活や社会参加を支えるピアサポーターや自立支援ボランティアを各保健所で養成している。 雲南圏域では現在、ピアサポーター3人、自立支援ボランティア7人の登録があり、最低月2回の同行支援には、これらの登録者の積極的な活用を図ることが事業者の負担を軽減するためにも有効であると考えられる。 また、個別給付化の課題解決とは少し視点が異なるかもしれないが、地域における精神障がい者の受け入れの機運を醸成するためには、精神疾患や精神障がいに関する正しい理解の普及啓発を図る必要がある。 このため地域において精神障がい者と住民等が直接交流する機会を提供する交流事業を実施しているが、この取り組みの継続も重要であるとする。	回答のとおり	障がい福祉課
43	02雲南	06_障がい施策	02_精神保健	雲南地域の課題に係る分析・今後の見通しについて	島根県障がい福祉計画に、雲南地域の課題として「入院中の精神障がい者の地域生活への移行を促進するため、退院後の支援体制等の整備が求められる」とある。 地域課題として、この2行にまとめられるまでの分析及び今後の見通しについて説明をお願いしたい。	雲南圏域において、地域移行・地域定着が進まない事には、様々な原因が考えられるが、圏域外に入院される方が多いため、医療機関との連携確保が難しいことや退院後の住居の問題などが大きいのではないかと考えている。 これらの原因の解決は簡単ではないが、今後、精神障がい者地域移行支援圏域会議等の場で、市町や事業者の意見も聞きながら、地域の実情にあった支援体制を構築し、地域生活・地域定着を前進させたいと考えている。	回答のとおり	障がい福祉課
44	05浜田	06_障がい施策	02_精神保健	精神保健手帳保持者の入院中のサービスについて	精神保健手帳について、入院中（特に長期入院）の方にとってはまだまだメリットが少ないのが現状。 実際、入院中の方は手帳の対象者ではあっても、メリットが少ない為、申請・取得・普及につながりにくい。 本来、重症の方ほど障がい者手帳の恩恵を受けられるはずだが、現状としてはそのようになっていない。 このような現状を島根県としてどのように把握し、考えているか。また入院中の方へのサービス拡大について意見を伺いたい。	入院中の精神障がい者の地域移行・地域定着を「第3期島根県障害福祉計画」で目標として掲げており、現在のところ手帳所持者への入院医療費助成制度創設は考えていないが、今後も国や他の都道府県の動きの注視は続ける。	回答のとおり	障がい福祉課
45	01松江	06_障がい施策	03_障がい児施策	ペアレントメンター養成とペアレントトレーニングについて	分かりにくい障がいである発達障がいや軽度の知的障がいを有する子どもの子育てに必要なのは、保護者の「子どもをそうさせている障がいへの理解」と、「相談しやすい状況」を作ること、「相談窓口や協力者」を増やすこと等だと感じている。 その中で取り組みが遅れているのは、障がいがあった時点でのペアレントトレーニングである。 親子関係が崩れてしまう前にすみやかに取り組むことが大切だが、県で行っているペアレントメンター養成講座も有益に活用できると思う。 今後の取り組みに期待している。 人間関係が希薄になってきている日本の社会で、家族関係も様々な弱さを持つようになってきている。家族が全てにわたってよいわけではない。 障がい児の育ちにあたって、家族支援の大切さを十分承知して欲しい。	指摘のとおり、発達障がいの子どもへの対応は、子育てしづらい特性を持つため、家族の負担も一般的な子育て以上の負担があると認識している。 発達障がい児の親が、子どもの障がいの特性を理解するための知識や、子どもに適した支援技術を学ぶ「ペアレント・トレーニング」という手法があり、日常場面で子どもの発達を促したり、親の子どもへの関わり方についてよい効果があるとされており、発達障害者支援センターや市町村、児童相談所などで取り組みが始まっている。 また、障がい児の子育ての経験があり、先輩親として「信頼のおける相談相手」となる「ペアレント・メンター」の養成にも取り組んでいるところ。 今後も「ペアレント・トレーニング」と「ペアレント・メンター」の2つの家族支援手法の普及について取り組む	回答のとおり	障がい福祉課

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問の概要	回答の概要	その後の措置状況	担当課
46	07隠岐	06_障がい施策	05_障がい者団体	家族会への支援について	<p>自立支援法が施行後グループホームで生活する子どもが多くなっており、障がいのある子ども達が、地域に溶け込み、安全に、安心して生活するためには家族会が中心になって行かなければならないと考えている。</p> <p>そうした中で、家族会は会費で運営をしているが、構成員が高齢化し、わずかな年金で補うというのが難しくなっており、ソーメン等を売って補っているが、運営費の捻出に苦慮している。</p> <p>家族会に対する助成金など支援をお願いしたい。</p>	<p>障がい者支援については、施設整備などハード面と、障がいに対する理解の啓発などソフト面をあわせて、バランスよく整えていく必要があると考えている。</p> <p>ソフト面については、H23年度から鳥取県と共同であいサポート運動という県民運動を展開している。社会福祉協議会に相談頂ければ、講師派遣をするので、取組に協力をお願いしたい。</p> <p>この度の法律改正により、地域生活支援事業に家族や地域住民が自発的に行う活動に対する支援事業が追加されることとなった。詳細はまだ分からないが、情報が入れればお知らせする。</p>	回答のとおり	障がい福祉課
47	03出雲	06_障がい施策	05_障害者団体	育成会への活動支援について	<p>会員の会費、賛助会員、助成金等により運営を行っているが、助成金は年々減少し、運営が大変厳しくなっている。</p> <p>今後も障がい者とその家族が、豊かで安心した地域生活を実現していく為に、更なる活動の充実を図っていきたくと考えており、助成等の支援をお願いしたい。</p>	<p>本県では、毎年「島根県心身障がい児（者）親の会連合会」を通じて、事業費（大会経費、研修経費）及び療育キャンプの実施経費に対して補助を行っており、引続き支援していく。</p> <p>なお、平成25年4月1日施行の障害者総合支援法において、市町村の地域生活支援事業として、障がい者やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援を行う事業が追加された。</p> <p>この法律に基づいて市町村から新たに支援がされる可能性があり、詳細が分かれば市町村を通じて情報提供できると考えている。</p>	回答のとおり	障がい福祉課
48	02雲南	06_障がい施策	06_障害者団体	精神保健福祉ボランティア団体の活動に対する支援	<p>精神保健福祉ボランティアの活動について、遠距離の会員は木次にまで出ること、経済的、肉体的、精神的負担があり、活動に参加できないという悩みがある。そのため、地域ごとにグループを作り、その中で活動を行っている。</p> <p>ボランティア団体の活動支援、特に活動のための移動に補助金等の何らかの配慮がなされることを強く願う。</p>	<p>精神保健福祉ボランティアの活動に関しては、現在、県から島根県精神保健福祉ボランティア連絡協議会に対して、普及啓発事業に係る費用に対して補助金を支出し、支援を行っているところ。</p> <p>遠距離のボランティアの方の負担が大きい点については全県的な課題であると認識しているが、現在のところ個々の交通費に対する補助等の検討はしていない。</p> <p>先般国会で成立した障害者総合支援法の中に市町村が実施する地域生活支援事業があり、障がい者やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援というのが追加されることになっている。</p> <p>詳細について、交通費がこの対象になるかどうかまだ定かではないが、今後この情報に留意し、情報が得られれば情報提供させていただく。</p>	回答のとおり	障がい福祉課
49	02雲南	06_障がい施策	06_障害者団体	精神保健福祉ボランティア団体の活動の実態についての理解	<p>本県に来る前まで東京にいた。電車などで少し出れば500円とか、どんなに遠くてもそのぐらいで済んでしまうが、本県の場合、少し出ても交通費にしたら2,000円、3,000円、下手したら5,000円以上かかってしまうのが現状。それにおじけづいてなかなか出られないというのでは活動がだんだん縮小していくことになると思っている。</p> <p>高齢化の中でボランティアをやっていた方がいない。若い人がボランティアを、今、支えなくてははいけない。</p> <p>ほかのメンバーたちがほとんど高齢で車もなかなか出せない。いろいろなことができないという状況の中で、私のような人間が一番若い人間として、いろいろなことをさせていただいているという現状を、県やこの場にいる方々に分かっていただきたい。</p>	<p>ボランティアの方等をとおして、精神障がいの方に対する理解を広げていきたい。特に精神障がいの方を地域に移行させるということが一番のポイントになる。</p> <p>今後もボランティアの協力というものは是非ともお願いしたいと思っており、その活動に何らかの支援ができればと思っている。</p>	回答のとおり	障がい福祉課

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問の概要	回答の概要	その後の措置状況	担当課
50	06益田	06_障がい施策	06_バリアフリー	障がい者用トイレの整備について	<p>ストーマ用のトイレの増設をしてほしいという希望がある。道の駅などでは増えてきたが、まだまだ少ない。せめて公園や公共施設に造ってもらえると安心して外出できるのだが。炎症性腸疾患は、若年層の患者が多く、学校や職場でのトイレに困ることがある。</p> <p>特に洋式のトイレがあると安心して通えるという声もあるので、是非、増設や事務所のトイレの改装の補助などを検討してもらいたい。</p>	<p>高齢者、障害者等が生活しやすい町はすべての人が生活しやすい町であるとの認識に立ち、高齢者、障害者等の行動を妨げている様々な障壁を取り除く、ひとにやさしいまちづくりを進めていくことを決意し、本県は「島根県ひとにやさしいまちづくり条例」を制定。施設整備等については、事業者は、県及び市町村が実施するひとにやさしいまちづくりに関する施策に協力するよう努めることとしている。</p> <p>一般的な洋式トイレを整備する際の助成制度はないが、オストメイト対応トイレの整備については、国の基金を財源として実施している「島根県障がい者自立支援特別対策事業」により、市町村が実施主体となって、既存の公共施設等に設置されている身体障がい者用トイレにオストメイト対応設備を整備する際に補助する制度があり、この制度を活用し、これまでオストメイト対応トイレが整備されてきた。</p> <p>今後整備する際には、各施設管理者で対応していただくことになる。</p> <p>県としては、難病に関する正しい知識の普及について今後も関係機関とともに取り組むこととしている。</p>	回答のとおり	障がい福祉課 健康推進課
51	06益田	06_障がい施策	06_バリアフリー	視覚障がい者用交通信号付加装置の設置について	<p>視覚に障がいを持つ者の安全で安心した社会生活を推進するために、道路交差点の信号機の改善を強く求める。</p> <p>本年3月に、島根県警察に対して視覚障がい者用交通信号付加装置の設置要望したところ。</p> <p>県としても、警察当局に働きかけて頂きたい。</p>	<p>今回こうした要望があったことは警察本部に伝えた。</p> <p>警察本部においては、これまでも順次整備を進められてきたところであるが、県内各地域から整備要望が出されているようであり、今後も計画的に整備をしていく方針であると伺っている</p>	回答のとおり	障がい福祉課
52	02雲南	06_障がい施策	07_その他	自死への組織的対応について	<p>自死の問題について、この雲南圏域では非常に多い。他所の圏域の2倍ぐらいあるということは、対策がぬるいと思う。</p> <p>雲南圏域では市と奥出雲も飯南町もバラバラ。圏域の自立支援協議会になっていないので、圏域で対応できないのではないかと。各市町には自立支援協議会があり、そこで対応をすれば1例でも2例でも防げる。</p> <p>今、市でも町でも保健所でも電話対応が出来るようになってきている。命の電話もあるが、それらは電話をかけられる人に対する対応。</p> <p>通報などあればすぐ対応できる体制を県から指導していただきたい。</p> <p>保健所、市町、一体となって連絡をきちんとして対応をするという組織にしていきたい。</p>	<p>雲南管内は各市町村単位、又保健所も加わった圏域単位での自殺対策のために運営協議会をもっているが、行政の連携だけでは限界があり、それぞれのケースごとで反省すべき点、課題等を整理し、地域全体で自殺を防ぐ、SOSを発信されている方を受け止められる地域づくりが必要。</p>	回答のとおり	障がい福祉課
53	02雲南	06_障がい施策	07_その他	自死への対応についての要望	<p>自死の問題について、すぐに対応するように、面接をすぐやるということが大事ではないか。</p> <p>三日・四日、間を空けなくて、その間に亡くなっているということもあり、すぐ対応するというのが一番だと思うのでよろしくお願いする。(要望)</p>	<p>(雲南市)</p> <p>個々のケースの対応について、保健所、警察、地域との連携をできるだけするように努めているが、力不足などもあり残念な結果に終わることも多いということは真摯に反省をしている。保健師も力量を高めるための努力をしている。</p> <p>市では自死を防ぐという意味を含め、地域自主組織などを中心に、地域づくり、街づくりを市の方針として向かっている。市でも庁舎内、外での検討会議をもち、遺族の話聞く機会を持っている。</p> <p>この他、ゲートキーパー養成研修を行い、市職員、民生児童委員、議員等いろいろな方を対象に研修を行っている。</p> <p>今後、市民へどういう形でこれを広げ、多くの方に受講していただくか、また、自立支援協議会との連携等、具体的に検討していきたいと思っており協力をお願いしたい。</p> <p>(県)</p> <p>障がいの方もいろいろおられ、その方々の支援について地域でどうやって支援をしていくかということも課題が山積しており、協議をする中で、自死問題を含めては、なかなか話が出来ないのが現状。</p> <p>各種自殺対策は、県、市町村それぞれ推進可能であると思っており、強化、連携は当然図っていく必要があるものと考えている。</p>	回答のとおり	障がい福祉課

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問の概要	回答の概要	その後の措置状況	担当課
54	02雲南	06_障がい施策	07_その他	施設整備に係る課税減免等について	<p>施設整備に係る土地購入について、価格の約20%が地権者に課税され、一定の条件を満たし、税務署との事前協議を経た段階で、個人について特別控除（最大5千万円）を受けられる制度がある。租税特別措置法の適用を受けることが条件だが、第1種社会福祉事業については簡単にはできない。</p> <p>平成23年度改正で簡易課税の制度が広げられ、ケアホームとグループホームについてはこの制度の適用を受けられるが、ショートステイについては盛り込まれていないことから、地権者に税金がかからない制度が欲しい。</p> <p>ただ土地収用法の事業認定を受ければ今でもできるが、時間を要し（8ヶ月程度）、多額の経費がかかるという問題があり、断念する法人があると聞いている。</p> <p>良い国庫補助制度があるのに活用できないのは残念なことであり、柔軟に対応出来るよう国へ申し出して欲しい。</p>	<p>グループホーム、ケアホームの整備については、まだまだ整備率、充足率が低く、各事業者の協力を頂いて整備していかないといけないと認識している。</p> <p>整備に当たり土地の確保などの諸課題について、意見の租税の関係では、国の法律が関係するので、地域の実情を厚生労働省や総務省などにきちんと伝えていく努力はしていきたい</p>	回答のとおり	障がい福祉課
55	04県央	06_障がい施策	07_その他	膀胱がん患者への支援について	<p>膀胱がんで手術により外に袋をつける方は補助金が出が、内側の方には一切補助がない。高齢化したら尿が外に漏れるのがわからず、外出が困難となっている。この方には助成金も何も出ず、失禁パンツも高値で金銭的な面で苦勞しておられるが、何か良い方法で救済はできないものか。</p>	<p>膀胱がん等の治療のため、お腹に排泄の出口（ストーマ）を新たに造る手術を行った場合、排泄は排泄管理支援用具（ストーマ装具）を使用して行うこととなり、ストーマ装具の交換が日常的に必要となる。このストーマ装具については、市町村に給付又は貸与の制度がある（地域生活支援事業「日常生活用具給付等事業」）。膀胱がんの有無にかかわらず、加齢による尿漏れは生理的に誰しも生じる現象。</p> <p>尿漏れについての対処方法や有効な情報については、市町村保健師や地域の相談機関に相談してみられてたい。</p> <p>また、質問の内容からは、ストーマ装具の必要となる手術をされたのか、尿が漏れることが膀胱がんの手術によるものなのか、高齢化によるものなのか測りかねるので、かかりつけ医にも相談されたい。</p>	回答のとおり	障がい福祉課
56	04県央	06_障がい施策	07_その他	肝炎患者の障がい者手帳取得について	<p>肝炎対策に関して、広島県では障害者手帳2級の申請したらとおり島根県では全然とおらない。</p> <p>2級の障がいを取ろうと思っても取れないし先生も書いてくれない。広島県でとっておてもそれを島根県にもって帰っても却下されてだめになる。</p> <p>これは一体どういう仕組みになっているのか。</p>	<p>身体障害者手帳交付の判定では客観的な基準が設定されており、地域的なばらつきが出るということは極めて考えにくい状況である。</p> <p>ただし、肝炎の手帳認定はかなり重症化した方でないと該当にならず、他の内部障がいと比較して厳しすぎるという意見があるのは事実。</p> <p>身体障害者手帳は全国一律の制度であるので、国において検討されるべきものと考えているが、平成22年に国が自治体に対して行った調査において、島根県としても認定基準が厳しすぎるという医師の意見があることを伝えている。</p>	回答のとおり	障がい福祉課
57	04県央	06_障がい施策	07_その他	障がい年金について	<p>障がい者年金の査定で、等級が2級から3級になった人達で就職できればいいが、出来ていない人達は生活を今まで以上にきりつめないといけなくなる。</p> <p>せめて、新しく就職できるまでは2級の年金をもらえるというような処置をとってほしい。</p>	<p>障害年金を含めた年金制度の運用は、日本年金機構で行っており、県として判断できる事項ではない。</p> <p>なお、障がい者の就労支援については、障害者就業・生活支援センター、就労支援センターによる一般就労へ向けた支援を行っている。</p>	回答のとおり	障がい福祉課

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問の概要	回答の概要	その後の措置状況	担当課
58	05浜田	06_障がい施策	07_その他	障がい者に対する理解を深める教育について	<p>福祉教育について、障がい者に対する理解を深める教育をお願いしたい。</p> <p>日々事業を進める中で、地域の中でまだまだ差別発言など事例に遭遇する。そういう中で一番大事なのは人間教育をしていかなければいけないと思っている。</p> <p>人間力を高めるために、子どものときから福祉教育をしていく必要があると思っている。</p> <p>地域福祉課の資料を見ると、福祉人材確保対策で小中学校のふるさと教育の中に、そういう配慮に対する理解を深めるカリキュラムを取り入れたいと書いてあった。</p> <p>そうした中で、教育委員会としっかり連携して、小中高での教育も必要ではないかと思っているが、所見があれば伺いたい</p>	<p>介護人材確保の取組の一環として、小学校高学年・中学生用に「高齢者介護の仕事を知ろう」という副読本を作り、ふるさと教育の中で学んでもらおうと教育委員会と話を進めている。学校の先生から話をしてもらうことが難しいため、この副読本を使って話をさせていただく方を介護施設などへお願いするなど探しているところであり、今後とも取り組んでいく。</p> <p>なお、こうした取組は、医療、保育、特別支援教育、食育なども同様に教育委員会と連携して取り組んでいる。そのため、健康福祉部と教育委員会と年間不定期だが複数回議論する場を設けており、頂いたご意見も含めて、さらに教育委員会で取り組んでいただくことについて情報交換しながら取り組んでいきたい。</p>	<p>介護の仕事を理解するための小学校高学年、中学生用副読本を作成、配布した。</p>	<p>地域福祉課 健康福祉総務課</p>
59	05浜田	06_障がい施策	07_その他	障がい児との交流について	<p>障がい者に対する学校教育もかなり協力的にして頂いており感謝している。</p> <p>トイレの改造、手すりの設置、エレベーター等施設的には満足している。</p> <p>健常児との交流がたまにスムーズに行かない面があるようだ。</p>	<p>県では、障がいに対する理解を広め、障がいのある人もない人も共に暮らしやすい社会（共生社会）の実現を目指して、障がいに関する普及啓発活動として「あいサポート運動」に取り組んでいる。</p> <p>この運動では、発達障がいなども含め12の障がいについて、その特性や必要な配慮などをわかりやすく解説したパンフレットを作成し、あいサポーターの方に勉強してもらっている。</p> <p>二分脊椎症については、このパンフレットには載っていないが、この運動を通じて、特別な配慮が必要な方への接し方などについての理解が広まっていくことを期待している。</p>	<p>回答のとおり</p>	<p>障がい福祉課</p>
60	07隠岐	06_障がい施策	07_その他	「障がい」の標記について	<p>資料で、「障がい」の「がい」の文字が、ひらがなになったり漢字になったりしているが、どう使い分けているか。</p>	<p>字句の使い方について、障がい者の「がい」という字が、漢字にすると否定的なイメージがあるので、県が作成する資料等についてはひらがな表記とするルールにしている。</p> <p>国の法律等に基づいた用語は漢字表記としている。</p>	<p>回答のとおり</p>	<p>障がい福祉課</p>